

職長・安全衛生責任者教育講習会

労働安全衛生法では、事業者に対し、職場における労働災害防止の要となる「職長又は労働者を直接指導、監督する者」で、新たに当該職務を行うこととなった者に対して、安全衛生教育を実施するよう義務付けられています。（労働安全衛生法第 60 条、ただし一部の業種は除外）

また、請負業務の多い建設業、造船業においては、請負人の職長は「安全衛生責任者」として専任されることが多く、厚生労働省は職長教育と併せ安全衛生責任者教育を実施することを推進しています。（労働安全衛生法第 16 条）

つきましては、標記の安全衛生教育の講習会を下記のとおり、開催いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、本年度講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、換気の実施等の措置を講じて実施いたしますので、受講の際は、ご理解とご協力をお願いいたします。また、府内の感染症拡大状況によって、講習会開催直前で開催を中止することがありますので、念のため申し添えておきます。

講習日時	令和 3 年 1 1 月 1 6 日（火） 9 時 0 0 分～1 7 時 2 0 分 令和 3 年 1 1 月 1 7 日（水） 9 時 0 0 分～1 7 時 4 0 分
講習会場	大阪南労働基準会館 大阪市西成区玉出中 2－11－4 TEL06－6656－3443 （地下鉄四ツ橋線「玉出」駅下車 東へ 200m 南海本線高架沿いに北へ 100m。 南海本線「岸里玉出」駅下車 南改札口から高架沿いに南へ 300m）
内 容	1）職長教育（労働安全衛生法第 60 条に基づく科目） ① 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること ② 労働者の指導・監督の方法に関すること ③ 労働災害防止のために必要な事項で厚生労働省令で定めるもの 2）安全衛生責任者教育（平成 18 年 5 月 12 日付基発第 0512004 号参照） ① 安全衛生責任者の職務等 ② 統括安全衛生管理の進め方
受 講 料	1 名（テキスト代含む） 西工業会会員 15,800 円 非会員 16,900 円
定 員	1 5 名
留意事項	欠席者の払い込み受講料は返戻できません。 他の適任者と交替されますことをお勧めします。
締め切り	令和 3 年 1 1 月 2 日（火）（定員になり次第締め切ります）

申込方法	①別紙「受講申込書」を FAX（06－6582－2645）で送付してください。 ②「受講申込書兼修了者台帳」の用紙をお渡ししますので、所要事項をご記入のうえ、受講料を添えて西工業会へ郵送もしくは持参して下さい。 「受講票」をお送りします。 ③受講料の納入は銀行振込でも結構です。 振込先（阿波銀行／西大阪支店：普通預金 0251057 口座名：一般社団法人 西工業会） ※振込手数料は申込者のご負担でお願いします。 ※振込書の控えを領収書にかえさせていただきます
修了証	全科目修了者には、修了証を交付いたします。
その他	※受講票、筆記具は必ず持参して下さい。 ※テキストは、開催日当日に会場でお渡しします。 ※講習会場は駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用下さい。

※申込書は、ホームページからダウンロードできます。（ご利用下さい）

ホームページをご覧ください！

西工業会では、研修会等の各種行事や雇用保険・労災保険や労務管理、技術・安全講習会の情報をホームページに掲載しております。

<アドレス> <http://www.nis.or.jp>

西工業会



検索